

有料施設（ギャラリー・ホール）使用料改定のお知らせ

このたび、島根県では、労務費や物価の上昇を踏まえた県有施設の使用料の見直しを一齐に実施することに伴い、島根県立美術館においてもギャラリー・ホールの使用料を令和8年4月1日から改定することとなりましたのでお知らせします。

ご利用されるみなさまにご満足いただけるよう、引き続きサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. ギャラリー

(1) 1日あたりの使用料（午前10時～午後6時まで）

	面 積	a.入場料を徴収しない場合		b.入場料を徴収する場合	
		改定前	改定後 (R8.4.1～)	改定前	改定後 (R8.4.1～)
1 室	260 m ²	11,410 円	12,550 円	17,170 円	18,880 円
2 室	175 m ²	7,750 円	8,520 円	11,620 円	12,780 円
3 室	175 m ²	7,750 円	8,520 円	11,620 円	12,780 円
全室	860 m ²	37,910 円	41,700 円	56,880 円	62,560 円

(2) 適用される料金について

- ・ 令和8年3月31日までにギャラリーの使用許可を受けた場合*は上記（1）料金表の改定前の料金を適用し、令和8年4月1日以降に使用許可を受けた場合は改定後の料金を適用します。

※使用許可を受けた場合とは、「ギャラリー使用許可書」の発行を受け、使用料を支払った場合をいいます。「ギャラリー予約受付通知書」を受け取っていても「ギャラリー使用許可書」を発行されていない場合は“使用許可を受けた場合”に該当しませんのでご注意ください。

2. ホール

(1) 区分別の使用料

区 分	使用時間	入場料			
		徴収しない場合		徴収する場合	
		改定前	改定後 (R8.4.1～)	改定前	改定後 (R8.4.1～)
午 前	10:00～12:00	4,400 円	4,840 円	8,680 円	9,540 円
午 後	13:00～18:00	10,880 円	11,960 円	21,780 円	23,950 円
夜 間	18:00～21:00	8,160 円	8,970 円	16,330 円	17,960 円
午前・午後	10:00～18:00	13,080 円	14,380 円	26,180 円	28,790 円
午後・夜間	13:00～21:00	15,500 円	17,050 円	31,000 円	34,100 円
全 日	10:00～21:00	18,430 円	20,270 円	36,970 円	40,660 円

(2) 適用される料金について

- ・上記1（ギャラリー）と同様です。（令和8年3月31日までにホールの使用許可を受けた場合※は改定前の料金を適用し、令和8年4月1日以降に使用許可を受けた場合は改定後の料金を適用します。）

※使用許可を受けた場合とは、「島根県立美術館ホール使用許可書」の発行を受け、使用料を支払った場合をいいます。「島根県立美術館ホール予約受付通知書」を受け取っていても「島根県立美術館ホール使用許可書」を発行されていない場合は“使用許可を受けた場合”に該当しませんのでご注意ください。

3. その他

- ・ギャラリー、ホール本体以外の使用料（貸出設備、付帯設備等の使用料）は変更ありません。
- ・使用許可の基準、使用料の減免対象、申込みの手続きについては変更ありません。

お問合せ先

T E L : 0852-55-4700

メール : sam@pref.shimane.lg.jp